

『港湾の設計・測量・調査等業務における 契約変更事務ガイドライン』改定案 概要（R4.11月）

◆ 改定のポイント【工事版の改定構成に準拠】

①文章・構成の再整理による見やすさ向上

- ・ 重複内容の削除によるスリム化
- ・ ポイントをおさえた文章への修正や全体の構成見直し
- ・ 工事版に準拠した記載の充実

② 設計変更事例の見やすさと検索性の向上

- ・ 掲載事例の選別（類似事例の集約）
- ・ 業務種別毎に一覧表を整理

③ 各種関連取組との整合

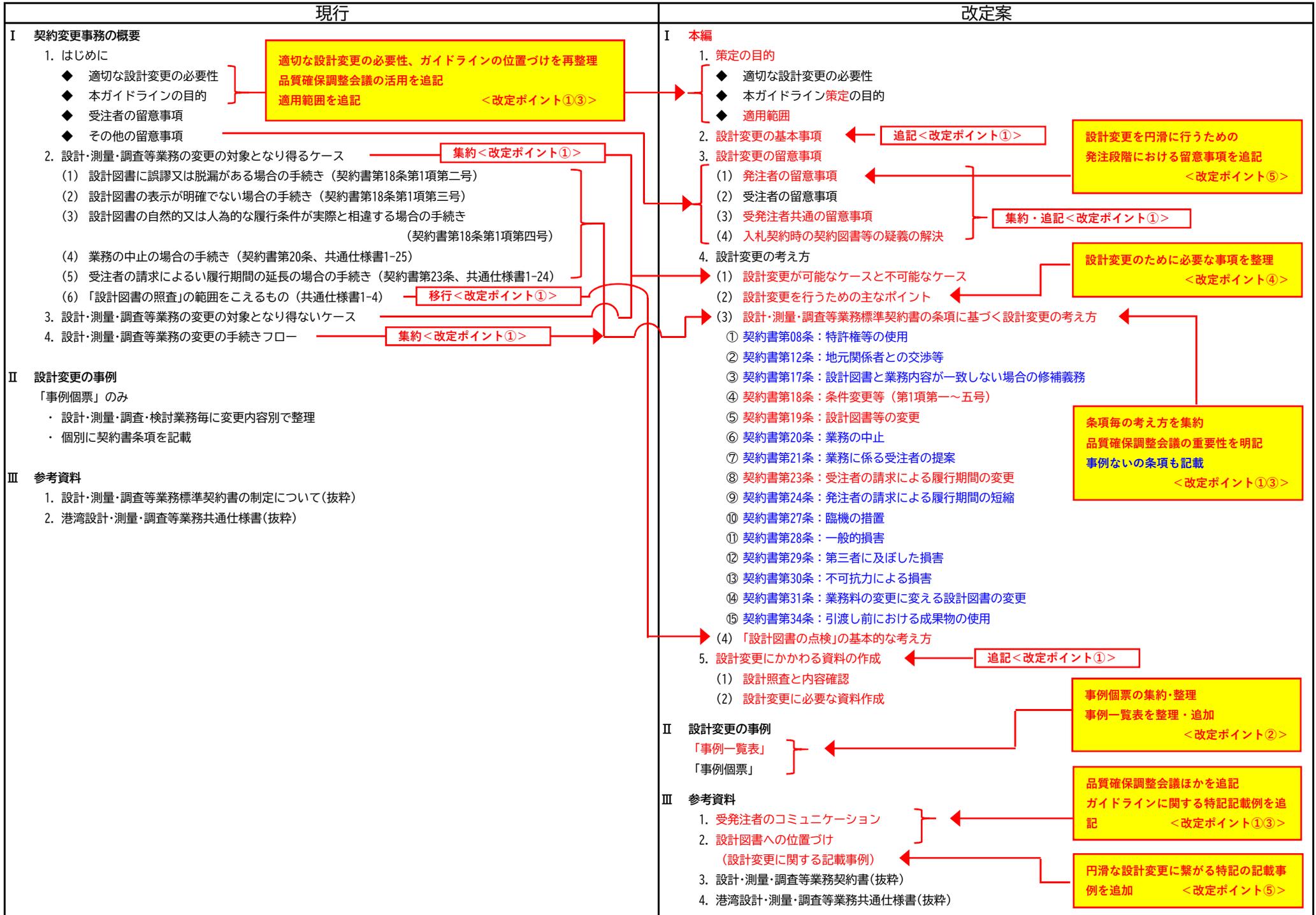
- ・ 「品質確保調整会議」のほか、設計変更に関連する各種取組の内容を踏まえた記載の充実

④ 設計変更するための主なポイントの整理

- ・ R4.3月に改定した「港湾工事の契約変更事務ガイドライン」を参考に、設計変更に必要なポイントを整理

⑤ 発注段階における留意事項の整理

- ・ 適切な設計変更のために、発注段階において留意が必要な事項を整理



3. 設計変更の留意事項

(1) 発注者の留意事項

< 改定ポイント >

業務は設計図書に基づいて実施されることから、発注者は設計図書に条件等の必要な事項を的確に明示することに加え、公平公正に適正な履行期間を設定することで、適正な業務が実施できるように努めなければならない。

また、設計図書と実際の条件等が異なっていたり、予期することができない特別な状態が生じたなど、入札公告の条件明示に対する質問の有無にかかわらず、設計変更の必要が生じた場合には、発注者は受注者に対し、書面にて迅速且つ的確な指示を行わなければならない。

また、適切な設計変更のため、発注段階において以下も留意する必要がある。

- ・積算と実作業等の費用乖離が生じる可能性がある場合、過去の実績などを踏まえて条件及び積算等の見直し。(もしくは契約後の協議対象とすることを明示)
- ・条件等が具体的に確定出来ない場合や実施状況により変更が生じる可能性がある場合、予め契約後の協議対象とすることを設計図書に明示。

業務の履行に必要な諸条件や実施の際に必要な関係機関との調整、住民合意、現場の実態に即した条件(自然条件を含む。)を明示したり、業務の発注準備段階において履行条件を具体的に確定できない場合に、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨を明示するなど、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。(発注関係事務の運用に関する指針)

(2) 受注者の留意事項

受注者は、設計図書に示された業務を適切に実施するため、設計図書に明示された条件や業務内容等を再確認する必要がある。

その結果、設計図書と実際の条件等が異なるなど、設計変更の必要が生じた場合には、速やかに、その旨を書面にて発注者に通知し、確認を請求しなければならない。

(3) 受発注者共通の留意事項

書面により協議することを原則とし、緊急を要する場合は、Eメール等により伝達できるものとするが、後日、有効な書面と差替、若しくは帳票管理システム等による事務処理をしなければならない。

なお、設計変更の際、受発注者は、当該業務での設計変更の必要性(別件業務としない妥当性)、履行方法等を十分確認しなければならない。

また、設計変更に伴う業務料や履行期間の変更手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

(4) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等に係る疑義については、質問または協議により、入札前の段階、設計図書の点検の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

4. 設計変更の考え方

(2) 設計変更を行うための主なポイント

< 改定ポイント >

1. 実施前の協議

疑義及び協議事項がある場合、実施前の協議を徹底する必要がある。その際、設計変更のタイミングを逸することのないよう、受注者の速やかな協議申し入れと、それに対する発注者のクイックレスポンスが重要。

2. 書面による協議

緊急を要する場合や事前の担当者間調整は口頭やEメール等による場合があるが、設計変更には受発注者双方の合意の根拠が必要となるため、書面による協議を確実に行う必要がある。（緊急を要する場合は、後日、有効な書面に差替、若しくは帳票管理システム等による事務処理を確実に行うこと。）

3. 品質確保調整会議等による十分な協議

担当者間調整だけでは合意に至らない場合などは、品質確保調整会議等を実施するなど、受発注者間の関係者が一同に会する場で十分な協議を行うことが重要であり、その結果に基づいて設計変更の可否を判断する必要がある。

また、協議の結果、受発注者間において合意に至った協議事項については、確実に契約変更に結び付ける必要がある。

なお、会議においては「設計変更の対象とするためには何が必要なのか」をしっかりと議論のうえ、その結果を議事録として残すなど、受発注者間で意識共有を図ることが重要。この際、発注者は「過去に前例がないこと」のみを以て、設計変更を認めない理由としないことも重要である。

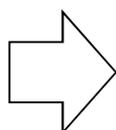
4. 設計変更の合理的な根拠の整理

設計変更するためには、設計図書に示された条件等と実作業等が異なることを示す根拠に加え、受注者の提案する内容が合理的であるという根拠を整理する必要がある。

2. 設計図書への位置づけ

- 設計図書における「契約変更事務ガイドライン」の位置づけ
運用の徹底を図るため、特記仕様書に記載し、契約変更事務ガイドラインを活用していく

変更基準の明確化



「契約変更事務ガイドライン」の活用
(特記仕様書に記載)

<特記仕様書記載例>

設計変更等については、業務契約書第18条から第26条及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書本編1-23から1-25などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」(国土交通省港湾局)を参考とするものとする。

○設計変更に関する設計図書の記載事例

<改定ポイント>

発注段階における発注者の留意事項として、円滑な設計変更につながる設計図書の記載例・事例を掲載する。

掲載する記載例・事例はあくまでも参考である。個別案件の設計図書については、以下を留意のうえ作成することが重要である。

- ・条件、業務内容、数量等の的確な明示
- ・契約後に変更が生じる可能性のある項目等の明示

2. 設計図書への位置づけ

(1)記載例と留意事項：(例)検討業務

業務名称	業務内容			摘要
	仕様	単位	数量	
〇〇施工検討業務				①1式ではなく項目で記載 気象、海象、水深 ②③数量の補足
計画準備	計画準備	式	1	
資料収集・整理	資料収集整理	項目	3	
施工検討	施工検討	項目	3	
	全体工程の検討	項目	1	
	概算工事費の算定	項目	1	
協議資料の作成	関係者協議資料の作成	式	1	2項目
協議・報告	協議・報告	回	4	事前協議1回、中間報告2回、最終報告1回

0-3.施工検討

(1)施工検討

以下の項目について、施工検討を行う。なお、関係者調整等により内容に変更が生じた場合は、履行期間の末日までに契約変更を行う。

- 1) ○○○○○
- 2) ○○○○○
- 3) ○○○○○

②③数量、内容の記載

④協議・変更の可能性を記載

(2)全体工程の検討

(3)概算工事費の算定

0-4.協議資料の作成

関係者協議資料として、以下の資料作成を想定している。なお、詳細については調査職員と協議するものとし、これに伴う契約変更は履行期間の末日までに行うものとする。

- 1) ○○○○○
- 2) ○○○○○

②③数量、内容の記載

④協議・変更の可能性を記載

0-5.協議・報告

本業務の遂行にあたっては、調査職員と十分な打合せを行うものとし、場所及び回数は以下のとおりとする。

- 事前協議 ○〇事務所 1回
- 中間報告 △△事務所 2回
- 最終報告 ○〇事務所 1回

⑤協議・報告の条件明示
(場合によっては時期も記載)

留意事項

- ①業務内容の数量は、安易に”1式”とせず、記載可能なものは実施数量を記載。
- ②業務内容は、本文等において数量の内訳、検討項目(方法)を具体的に記載。
- ③内容により数量が”1式”となる場合は、摘要に補足的な数量を記載する、若しくは本文において具体的な検討項目(方法)、数量等を記載。
- ④検討項目(方法)、数量等について、具体的に確定出来ない場合や実施状況により変更が生じる可能性がある場合、予め協議・変更について記載。
- ⑤協議・報告について、発注した事務所等以外で実施する場合は、実施場所も記載。

2. 設計図書への位置づけ

(2)事例①：波浪推算

業務名称	業務内容			摘要
	仕様	単位	数量	
波浪推算・設計波算出・構造物安定性照査 業務				
計画準備	計画準備	式	1	
資料収集・整理	気象海象データの収集・整理	項目	3	〇〇県沖の気象、海象、水深
	気象擾乱の選定	式	1	〇〇県沖
波浪推算	風場推算	式	1	〇〇県沖
	波浪推算	式	1	〇〇県沖
	設計沖波の算定	式	1	〇〇港、〇〇港、3方向
堤前波の算定	現場踏査	地点	2	〇〇港、〇〇港
	各港施設の資料収集・整理	ケース	2	〇〇港、〇〇港
	波浪変形計算(1)	式	1	エネルギー平衡方程式 2港湾、3波向、4潮位
	波浪変形計算(2)	ケース	7	高山法
・・・以下、省略				

6-3 資料収集整理

(1)気象海象データの収集・整理

〇〇県沖に対して、波浪推算に用いる以下の気象データ、海象データ及び水深データを収集し整理する。

- 1)気象データ:GPVデータ
- 2)海象データ:NOWPHASデータ等の公共観測データ
- 3)水深データ:波浪推算及び波浪変形計算に必要な水深データを収集し整理する。

(2)気象擾乱の選定

上記6-3(1)で収集整理した資料から、波浪推算の対象となる気象擾乱を選定する。

気象擾乱の選定は、対象海域の海象特性、災害時の気象パターンの検討を踏まえて行うものとし、**対象期間は30年以上、また1年当たり3擾乱**を想定している。

なお、具体的な選定方法についてはプロポーザル方式の手続きにおいて提出された技術提案の内容を受けて決定するものとする。

ポイント

- ・波浪推算の前段で「気象擾乱の選定」という項目を立てている。
- ・気象擾乱の選定において、期間や擾乱数が具体的に記載されている。

2. 設計図書への位置づけ

(2)事例①：波浪推算

6-4 波浪推算

(1)風場推算

上記6-3で整理した資料を基に、**地形データの作成、計算条件の設定、モデルのテストラン**及び、対象海域周辺の**観測記録との比較検討**を行い、**モデルの検証**を行い風場推算を行う。

なお、具体的な検証方法についてはプロポーザル方式の手続きにおいて提出された技術提案の内容を受けて決定するものとする。

(2)波浪推算

上記6-4(1)で設定した海域を基に、**第三代モデル(モデルはWaveWatchⅢを想定)**で波浪推算を行う。

また、波浪推算の実施に当たっては、**地形データの作成、計算条件の設定、モデルのテストラン**及び、既往調査による推算値及び**観測記録との比較検討**を行い、**波浪推算結果の検証**を行う。

なお、具体的な検討方法についてはプロポーザル方式の手続きにおいて提出された技術提案の内容を受けて決定するものとする。

(3)設計沖波の算定

上記6-4(1)および(2)の結果をもとに、〇〇港、〇〇港の2港湾を対象に波向別の確率波高を算定する。算定結果については、既往の確率波との比較を行い、整合性について整理する。

なお、**1港湾当たり3波向を想定**しており、**沖波地点数や波向別の数量に増減が発生した場合は、履行期間の末日までに変更**を行う。

6-5 堤前波の算定

(1)現地踏査

業務目的を遂行するため、堤前波の対象となる港について現地踏査を実施する。

(2)各港施設の資料収集・整理

堤前波の対象となる別紙-1に示す各港の対象施設について、必要なデータを収集し、整理を行う。

(3)波浪変形計算

1)波浪変形計算(1)

6-4で算定された波高別の設計沖波に対し、**沖側から港外までの波浪変形計算をエネルギー平衡方程式により**、別紙-1に示す各港における堤前波を算定する。

2)上記の堤前波の算定に当たっては、**各港当たり以下の潮位時の各波向3波向の堤前波を算出するものとし、施設数量、潮位、波向別に増減が発生した場合は履行期間の末日までに変更**を行う。

なお、地球温暖化による海面上昇量については調査職員より、別途指示するものとする。

1)L.W.L.

2)H.W.L.

3)H.H.W.L.

4)H.H.W.L.に地球温暖化上昇量を考慮したもの

3)波浪変形計算(2)

上記、波浪変形計算(1)で算定された波浪に対し、**港内側を高山法**で波の変形の計算を行い、別紙-1に示す地区における堤前波を算定する。

ポイント

- ・波浪推算において風場推算を独立して設定している。
- ・使用(想定)するモデル名や検討方法が具体的に記載されている。
- ・業務内容の数量は「1式」となっているが、検討項目が具体的に記載されている。
- ・実施状況により数量等に変更が生じた場合、変更することを明示している。